九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

広島藩の文芸と藩儒寺田臨川(下)

久保田，啓一
広島大学大学院文学研究科 ： 教授

https://doi.org/10.15017/26946

出版情報：語文研究. 113, pp.15-26, 2012-06-02. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

広島藩の文芸と藩儒寺田臨川（下）

久保田　啓一

（承前）

四　『臨川全集』の版本と自筆稿本

前節「寺田臨川略年譜」（以下「略年譜」と略す）は、版本『臨川全集』の詩文によって「行状」『系図』所掲の事項に肉付けするという方法を用いたが、当然ながら『臨川全集』に収録される詩文の中で年代の特定できるものは少数に留まる。「略年譜」の各年の記載に精粗の差があるのもそのためで、特に私的な交流の所産には年記のない事例が多く、それらを立項できないもどかしさが常につきまとう。版本の体裁にまとめられる過程でひとつひとつの詩文の成立に関する情報が捨象された結果として受け止めるほかはないが、辛うじて伝存する『臨川全集』の自筆稿本の記載が詩文成立年代の解明に大きく寄与する可能性があるので、その点について概略を述べておきたい。

「略年譜」に触れたところだが、臨川が寛保二年に奉納した自筆浄書本『臨川全集』が厳島神社に現存する。二〇〇七年に四度にわたって厳島神社御文庫「名山蔵」所蔵典籍の調査を許された際、極大本六冊の自筆浄書本を手にする機会を得たが、寛保元年撰の叙跋を確認し、箱書の内容を写し取っただけで、内容の精査に及ぶことはなかった。いずれ再度の調査を期したく思うが、現在別置保管されている本書を閲覧することは困難な状況にある。

臨川は、厳島神社に自筆浄書本を奉納するに合わせて、手元に副本として自筆稿本を残した。事の経緯は臨川の残した

『寺田伝家訓』（内題「伝家訓」。寺田勇一氏蔵。以下「伝家訓」と略す）に明らかである。「伝家訓」は臨川の自筆本で、広島藩に仕える寺田家当主としての心構えを説き、「伝来の書籍刀剣器物」（「伝家訓」）のうち「重宝すべき品々」（同）を列挙した上で、末尾に次のような言葉と年記・署名を置く。

右の品々、第一念入所持可相伝候。刀脇指等、何も有来候通にて可有帯用候。陣刀陣脇指の類は、入用の時に至りて功者なる仕形可有之、其余は可為右之通候。以上。

寺田半蔵

寛保三年正月良日　　高通（花押）

寺田文次郎方[注1]

寛保三年は死去の前年に当る。余命の乏しさを自覚した臨川が養子文次郎高年（号桂巌）に与える遺訓のつもりで用意した文書ということになる。そして臨川が子々孫々家宝として持ち伝えることを命じた品々の中に、次の二項が並んでいるのである。

一臨川全集　壱部　六冊有外套

右我等著述にて、年来職業相勤候験のため、全部浄書、丹波守刀相添、厳島神社え奉納、大願成就いたし候付、その副本として相認令所蔵候間、随分念入可持伝候。

一同　壱部　三冊

右我等自筆にて、逐年相添認令所蔵候条、一所に念入可持伝候。

第一の一つ書の方は、厳島神社奉納本の正確な副本として作成されたもの、第二は「逐年相添認」とあるから年代順に書き継いだ自筆稿本と見なすのが適当であろう。厳島神社に蔵される奉納浄書本と版本との関係が判明しない以上は確かなことはいえないが、文化年間に版本を出すに当って孫の寺田高忠が第一の拠りどころとしたのは当然六冊本の副本だったろう。その副本の所在は知れない。臨川の後裔寺田勇一氏が蔵されるのは、題簽に「臨川全集　副　地号」（「副」は朱字）とある写本一冊のみである。「地号」とあるからには「天号」「人号」も存在したはずで、内題「臨川全集」の下に「田立革印」の朱陽方印を捺すことから見ても、先述の第二の一つ書に掲げられた三冊本『臨川全集』のうちの一冊と推測できる。所収の諸編には所々朱墨の訂正や推敲の跡が見え、浄書本ではなく稿本に位置するであろうことも、臨川自身の手控えであった可能性を支える。巻頭の「木仮山記」を始めとして、年代不明ながらほぼ四季の順に詩文が配列された後、「丁未元日〈「是歳正月得閏故句中及」――以上割注〉」の作が登場する。「丁未」は享保十二年。以下、「戊申元日」の直前

までの詩文題を列挙してみよう。

蔵諸士系譜記承命而撰、春日同諸契赴宴湖山箕君別業、与田東皐、奉謝存堂鷹〈「守」字を見消にして「鷹」に訂正〉君恵牡丹、睡起、与服篤志書、同諸契遊空水菴、空水菴次韻習斎屈兄、復服篤志書、同諸賢訪田君別墅、空水菴次韻、又、嚮有恩命拝賜銀物蘭洲岡君賀以瓊篇因攀韻礎連賦三絶顒謝懇悃兼寓規祝、読学則、中秋水亭翫月、月明五首倣白傅詩〈「體」字を見消にして「詩」に訂正〉其一～其五、環堵記、遊紫雲招提、冬夜蘭澗森君宅小飲次韻謝奉、次韻田雪江生、次韻高煙湖生

このうち、「蔵諸士系譜記」の末尾には「享保十二年歳次丁未孟陬穀旦謹記」の字句があり、版本にもそのまま残るので、「略年譜」の正月に立項することができた。また、「春日同諸契赴宴湖山箕君別業」は版本でも「丁未元日」の次に置かれるので、恐らくは享保十二年の春であろうと推定して「略年譜」に掲げている。同年正月刊の荻生徂徠著『徂徠先生学則』を読んでの激烈な批判「読学則」（版本では「読物子学則」）の撰文は必然的に正月を遡ることがないので、刊行の事実に付随する形での立項となった。(注2) これらは内部徴証や前後の配列などから「略年譜」の記載として生かされた例である。それ以外の詩文は、版本のみの情報では成立時期を定めることが難しく、あくまでも推測の域を出ないことから見送らざるを得なかったのだが、自筆稿本の配列を見てみると、正月から春、中秋、冬夜とほぼ季節に従って並ぶことがわかる。「読学則」が中秋の作の前に置かれる事実は、恐らくは春から夏、初秋の頃には書き上げられたと見なすための根拠として有効なのではないか。そしてこの形式は自筆稿本一冊の中で一貫している。享保十二年以降同二十年までの詩文が成立順に書き列ねてある以上、巻頭「木仮山記」から「丁未元日」直前の「陪蘭洲公遊広胖亭」までは享保十一年作の一部と見て誤るまい。もっとも、本冊にどうして享保十一年元日の作が収録されていないのかという疑問は残る。稿本を編成するに当り、年の途中で「天号」と「地号」とに分割されてしまったのだろうか。

ともあれ、この自筆稿本『臨川全集』が伝存するおかげで、少なくとも享保十一年の途中から享保二十年までの詩文のおおよその成立時期を定めることができる。また版本『臨川全集』の配列の原理を読み解くための基準も得られる。加えて版本と自筆稿本とに重出する詩文の推敲や修正の後も如実に知られる。厳島神社蔵の自筆浄書本の詳細が明らかになった暁には、稿本、浄書本、そして版本の突き合わせが可能となり、臨川の詩文はようやく精読の便宜を得るに至るだろう。

自筆稿本の存在意義はまことに大きい。

ちなみに、版本『臨川全集』の諸本について若干言及しておく。現在、管見に入った版本は六本程度に過ぎないが、序跋と刊記に異同が見出された。まず序跋についていえば、①岡本貞喬撰「臨川全集序」（寛保元年十一月）、②堀南湖撰「臨川全集叙」（同）、③寺田桂巖撰跋（同）、④臨川自跋（寛保四年正月）の書を中野煥（号龍田）が担当しているが、伝本によって、①「中野煥謹書」②「龍田煥書」③「東海山人写字於有竹居」④「龍田書」と記すものと、①「中野煥謹書」②「中野煥書」③「中野煥謹書」④「中野煥謹書」と記すものの二種に区別されることが判明した。そして前者の刊記冒頭が「広陵寺田半蔵著」とあるのに対し、後者は「広陵」を「広隅」に作るという点で共通する。諸本の版面を詳細に比較検討しなければ結論は出せないが、どちらかが修訂後の姿であるのは間違いなく、異同の意味を考慮しつつ伝本を調査する必要のあることを指摘しておきたい。

五　臨川の功績

以上述べたように、版本『臨川全集』に先立つ自筆稿本・自筆浄書本の全貌が明らかになれば、「略年譜」に盛った事項の増訂も可能となるのだが、他にも今後の状況の変化に期したい事柄がある。『広島県史・近世資料編Ⅱ』四六頁の記述によれば、昭和五十年八月に、浅野長愛氏より『済美録』『芸藩通志』『事蹟緒鑑』『芸藩志』『芸藩志拾遺』『芸藩志要』が広島市立中央図書館に寄託されているが、現在、何らかの事情によって閲覧が一切許されないということである。『広島県史』編纂時には縦横の活用が許されたものがなぜこのような扱いとなったのか、詳細は不明というほかはなく、『広島県史』の間接的引用に留めざるを得ないのが現状である。特に浅野家歴代当主の事蹟を網羅する『済美録』はぜひとも一覧したいが、将来に期待を残して、まずは「略年譜」に基づいて臨川の功績を言挙げすることに努めたい。

さて、できる限り同時代人の目に近づけて客観的に人物を評価するには、第三者が近世期に書き残した資料を比較考究し、共通点と相違点を炙り出すしかないだろう。最も詳細な「祖考臨川先生行状」は、孫の高忠撰ゆえに第三者の条件からは外れる。勇一氏蔵『系図』と対照しつつ、詳伝執筆の際に逐一検討を加えて行くのが、現実的かつ望ましい方法であろう。となるとやはり、後世の臨川評価を決定づけた『先哲叢談続編』巻之七「田臨川」十二条と、広島藩領の学者・文人の覚書として貴重な『広陵世談』(注3)の臨川に関する記事とを俎

上に載せる必要がある。

『先哲叢談続編』は東条琴台の遺した原稿を校訂の上出版したもので、版本として流布するので、各条の引用は差し控え、十二条の内容を略記して、臨川のどのような功績が伝えるに足るものとなされているかを概観しよう。

1　父正茂までの寺田氏系譜
2　『広陵問槎録』序文における荻生徂徠の臨川激賞
3　「安芸諸士系譜」「三備諸士系譜」の編輯
4　臨川「諸士系譜序」を踏まえての「諸士系譜」完成の意義強調
5　「諸士系譜」の厳島神社奉納
6　藩主の講道(ママ)館設置と臨川の建白
7　講道(ママ)館学規三条
8　臨川の教育態度
9　享保二十年の加禄と昇進
10　寛保二年の『臨川集』厳島神社奉納と、翌年の同書及び味木立軒『覆載遺稿』の藩主への献上
11　臨川の生没と家族・子孫
12　臨川の著述

十二条中三条にわたって「諸士系譜」関係の記事が並ぶことに気づかされるが、分量で見ると四丁近い全文のうち約一丁半を三条が占め、しかも第五条には割書で「蔵諸士系譜記」（全集巻四）の全文が引用されるなど、琴台が「諸士系譜」編纂にいかに重きを置いて記述したかが知られる。

一方、『広陵世談』は百条近くにわたって広島の学者・文人・書家・歌人・俳諧師等の逸話を書き列ねる。山下正英については未詳であるが、天保期頃までの人物を扱うので幕末に生きた人かと推定する。臨川は巻頭の味木立軒に続いて二番目に登場している。虫損の箇所は□で示し、右に推読した文字を〈　〉に入れて添えた。

一寺田臨川、諱ハ高通、称半蔵、初ノ称立革、字ハ鳳翼、一ノ字ハ士豹ト云。幼ヨリ読書ヲ好ミ、業ヲ立軒味木先生ニ受。正徳元年秋九月、浪華ノ賓館ニ至リ、朝鮮ノ学士季(ママ)賓、及ビ書記南重(ママ)・厳漢重・洪舜衍等ト唱酬筆語ス。韓士大ニ其才ヲ奇トス。是ニ於テ名海内ニ著聞ス。臨川特ニ李東郭ノ文ヲ愛シテ、因テ平生著ストコロノ詩若干首ヲ繕写シテ一巻トナシ、東郭ニ示シテ其言ヲ以テ巻端ニ冠センコトヲ求ム。東郭之ヲ賛美シ、別ニ後序ヲ作リ、其巻ニ附シテ対州ノ味木鳳州ニ託シ伝ヘテ是ヲ返ス。後亦コレ□(ヲ)林祭酒翼斎先生ニ呈覧ス。先生文ヲ賜テ巻尾ニ題ス。茲時物茂卿古文辞ニ名アリ。味木立軒ノ需ニ因テ、問槎録ノ序ニ、「独愛鳳翼氏之業、清綺整贍、出

瀛入圭(ママ)、寒水青藍、駸乎已(ママ)、可謂不易得之才矣。」及「深山大沢実生龍蛇、是知広陵之為大藩哉。」等ノ語アリ。具(トモ)ニ徂徠文集ニ見ヘタリ。延享元年冬十一月二十四日卒ス。享年六十六(ママ)。

「季礥」は「李礥」、「南重」は「南聖重」、「圭」は「奎」、「駸乎已」は「駸々乎未已」が正しく、享年を一年誤ることは「略年譜」で言及した通りで、必ずしも正確な記述ではないが、高忠撰「祖考臨川先生行状」中の、正徳元年の李東郭達との唱酬筆語と、その後の林翼斎・荻生徂徠による称賛のくだりを摘録した文章は、臨川の文事の頂点をここに見ようとする意識に終始する。むしろ他の実績はほとんど考慮の外といってもよかろう。「諸士系譜」編纂と厳島神社への奉納に紙幅を最も費した琴台の『先哲叢談続編』とは、見事なまでに対照的な立場を取るのである。

確かに、李東郭達との唱酬は臨川にとって忘れがたい思い出となったようで、正徳元年の冬には、筆語の原紙を貼り交ぜた『韓客唱酬筆語』(注4)を編むに至っている。また、「伝家訓」には、

一朝鮮三使和章　壱軸
一同学士書記筆語詩章　壱軸
一同学士李礥序文　壱軸

右我等参会の節贈答の品々等にて候条、可入念候。

とあって、第一項が『韓客唱酬筆語』、第三項が版本『広陵問槎録』巻末の李東郭撰「臨川詩集叙」の原文を指すことは明らかである（ただし、第二項とともに寺田家には伝存しない）。いずれも念を入れて保管するよう子孫に命じているわけだから、臨川のみならず寺田家歴代の名誉を保証する家宝だったのであろう。その点では、『広陵世談』が韓使との交流による文名に最も力点を置くのも理解できる。

しかし、徂徠から受けた絶賛が臨川の名声を高めることにつながったのか、そして臨川がそれを本当にありがたく受けとめたのかと改めて問い直す必要はある。『先哲叢談続編』第二条でも、

宝永正徳の間、物護園修辞の説、海内に喧伝す。人称して一世の龍門と為す。其の賞誉を得る者、人皆之を艶羨す。護園、味立軒の為に広陵問槎に序し、極めて立軒の詩文を賞す。又臨川に及ぶ。「独り鳳翼氏の業を愛す。清綺整贍、瀛を出でて奎に入り、寒水青藍、駸駸として已まず。得易からざるの才と謂ふべし。」の語有り。是に由りて、臨川の名、一時に伝播す。

と、『広陵世談』とほぼ同じ箇所を引用して徂徠の言の影響力の大きさを述べるのだが、孫の高忠、『広陵世談』の山下正

英、そして琴台のいずれもが、近世中期以降の古文辞学派による文壇席捲の歴史を知っており、その知識を前提として臨川と徂徠の関係を見ているのではないか。近世後期において、大儒徂徠の名を知らない者はなく、一方の臨川はすでに子孫が本腰で顕彰に努めなければ忘れられそうな存在と化している。しかし、正徳元年時点では、臨川は師の味木立軒とともに、いわば広島藩を代表する形で韓使と交流を持つ機会を得るほどの存在であった。『問槎畸賞』の山県周南・安藤東野も、藩の後ろ盾のある儒者なので、むしろ大藩の儒者同士という枠組で彼らの共通性を見る方がわかりやすく、その中では徂徠の境遇はいかにも浮いている。むしろ徂徠は序文を書かせてもらったと見る方が正しいのではなかろうか。「略年譜」正徳二年の項に掲げた杉田昌彦氏「『問槎畸賞』の序跋について」は、『広陵問槎録』の立軒・臨川を、徂徠の序文を冠するという理由で「護園派の詩人達」と規定するが、序を与えたからといって集中の詩人をすべて指導下に置いていたと捉えることはできまい。臨川が徂徠の学と人柄を罵倒したのは先に見た通り享保十二年で、この時点で江戸の護園派はようやく文壇の中で主導権を確立し、最晩年の徂徠は一門の繁栄を実感できたに違いないが、広島の臨川がその学風と詩風に与することはなかった。李東郭達との交流は、巻子本に丁寧に貼り交ぜられた肉筆の筆跡を手元に置いて偲ぶにふさわしく、徂徠からの賛辞をこの上なくありがたく頂戴するといった発想とは臨川は無縁だったというのが筆者の見解である。

一方、琴台が強調した「諸士系譜」の撰述は、正徳四年三十七歳から享保八年四十六歳まで、十年にわたって継続された事業である。本務の記室としての能力が十分発揮された点で、臨川最大の功績と見なされるべきであろう。藩主吉長は、家中に対し、正徳四年、享保二年と重ねて系図・伝記の差し出しを命じ、臨川の作業が円滑に進むように基盤整備に努める。吉長の藩内支配確立のための重要な仕事を臨川に任せたのだから、その信任ぶりが窺える。公務での高い評価こそが藩士としての面目であるのは当然で、「諸士系譜」に最も多くの分量を割いた琴台の筆致は、図らずも臨川の功績を正当に捉えていたことになる。前半生の「諸士系譜」完成と、後半生の「重造厳島神廟華表記」撰文が、結果的には臨川の文事を代表するものといえよう。ともに厳島神社に奉納されることで、臨川の功績は、神の加護のもと、不朽を約束されたかに見えた。

六　臨川の著述

『先哲叢談続編』第十二条に、臨川の残した著述を次のように列挙する。

臨川の著述、諸士系譜の外、韓館酬和集二巻、二孝伝一巻、芸備古城志十巻、臨川全集八巻。

「臨川全集」については前述した。「八巻」は「六巻」の誤りであろう。「諸士系譜」については後述する。「韓館酬和集二巻」とは、『広陵問槎録』上下二巻を指すのだろう。「二孝伝一巻」は元文元年刊行の『二孝伝』。漢文のみのものと、漢文の後ろに和文の釈文を付したものの二種が伝存する。「二孝」、即ち安芸山県郡戸河内の八十郎と備後世良郡甲山の阿姫の二人は、幕府の『孝義録』や広島藩の『芸備孝義伝初編』にも取り上げられ、特に後者は臨川撰文を明記しつつ引用するなど、臨川の『二孝伝』は後世の大部な孝行逸話集に相応に生かされたというべきである。もっとも、その規模や流布の程度において、『二孝伝』は他の二書と比較にならない。

「芸備古城志十巻」。まず「十巻」であるが、「伝家訓」には

一芸備故城志　　壱巻

右我等述作にて、御用に指上候副本に候条、可念入候。

とあり、西尾市岩瀬文庫蔵写本「芸備故城志」（請求番号八四－九三）も、「叙芸備故城志」「題言五則」「跋芸備故城志」、及び嘉永七年に寺田家蔵本を写した旨の南軒主人の奥書を有して首尾完結する。恐らくは「十巻」は「一巻」の誤りであろう。この芸備の古城趾に限定した小さな地誌は、浩瀚な『芸藩通志』の記述に生かされたか否かの明証も得られないほどに圧倒され、ほとんどその存在意義を主張し得ない。『芸備孝義伝』『芸藩通志』と、近世後期広島藩の文芸の中枢に躍り出た頼春水・杏坪らの徹底した調査能力と企画力、そして事業推進にかける執念が、ささやかながらも先駆けとして位置していた臨川の功を、すっかり覆い尽したかのようである。前節に触れた「重造厳島神廟華表記」の撰文にしても、享和元年の厳島神社大鳥居の再建に際して頼杏坪が「重造厳島神廟鳥居記」を撰し、大鳥居の歴史を略述しつつ当該の再建の意義を強調する文脈の中に臨川の記文が下敷きとして取り込まれ、包摂されてゆくことになる。広島藩の学問と実務を司る春水・杏坪兄弟には、かつて藩の文教政策に深く関与した臨川の事蹟を殊更に持ち上げようとするような意識がなく、恰好の叩き台程度に見なしていたのかもしれない。

さて、「諸士系譜」が臨川前半生の文事を代表することは前節で述べた。ところが、『先哲叢談続編』と版本『臨川全集』、

さらに新出の『臨川全集』自筆稿本を突き合わせて見ると、著述としてはまことに不可解な実態が浮かび上がってくるのである。『先哲叢談続編』が依拠する資料を確認しつつ検証してみたい。

第三条の記述は、

宝永中、侯命を奉じて安芸諸士の系譜を撰む。享保八年、成るを告ぐ。又命して三備諸士の系譜を撰む。十六年、成るを告ぐ。

に始まる。続いて「辛丑元旦詩有りて云ふ」として、「辛丑元日〈「頃歳、余、命を奉じて諸士系譜を編集す。故に詩中此に及ぶ。」――以上割注〉」七絶（全集巻三）を引用する。冒頭の「宝永中」は「正徳四年」が正しく、詩題の下の割注の字句に異同があるなどの問題はあるが、詩そのものの引用は正確である。版本『臨川全集』に従って掲げる。

花柳欣然たり、一畝の宮。
身安く心静かにして春風に坐す。
架頭の族譜三千巻、
遅日輯録の功を収めんと要す。

正徳四年から数えて八年目の享保六年、編集実務に追われながらも充実した臨川の心境を物語る詩である。「架頭の族譜三千巻」はあくまでも大量の文書が堆積する書斎の様子を象徴した表現と見てよく、実態を反映した語句と捉える必要はない。その意味で第三条は問題がない。

第四条は、冒頭から「夫れ士の仕ふるや、苟しくも其の禄を私し、以つて其の身を栄えしむるに非ず。」云々と、系譜の必要性を述べる格調高い文章が続くが、実は「諸士系譜序」（全集巻四）をほとんど引き写したもので、現代であれば無断引用・剽窃と指弾されても仕方がない。それはともかく、琴台は続けて広島藩における系譜編纂の経緯を次のように概括する。

芸侯、芸備の封内をして其の弆蔵する所を出さしめ、臨川をして之を輯録せしむ。甲午より始まり、癸卯に迄んで畢る。凡そ十年を経て全く成る。題して芸藩諸士系譜と曰ふ。総べて三百六十四巻、附録十二巻、目録六巻。侯喜びて金若干を賞賜す。当時の侯伯、其の挙を伝称し、以つて諸藩未曾有の盛典と為す。

ところが、享保八年成立の「諸士系譜序」で右の記述に相当する箇所を探ると、次のようになっている。

往歳、公、徧ねく国中に令し、各其の蔵むる所の者を出さしめ、革に命じて之を輯録せしむ。甲午より癸卯に至り、十寒暑を閲して編成る。総べて□□□□□巻。（以下略）

両者を比較すれば文言の類似は明らかで、冒頭の借用も含

めて琴台が「諸士系譜序」を参照したのは確実であるのに、琴台の「三百六十四巻、附録十二巻、目録六巻」という具体的な記述の元となるはずの臨川の「諸士系譜序」では、四角の空白が五つ並ぶのみなのである。もし琴台が版本『臨川全集』以外の情報を手に入れていなかったら、「諸士系譜」の編成・巻数を明確に記入することは不可能である。琴台が依拠した情報の出所はどこか、そして『臨川全集』が刊行されるに当ってなぜ当該箇所が伏字とされたのか、この二つが第四条の孕む疑問点として残る。

第五条では、

芸侯、不朽を謀るの意最も盛んにして、諸士系譜一部を浄書せしめ、之を厳島の神祠に納め、自ら系譜を蔵収するの記を製すと云ふ。其の記、実は臨川をして之を代り作らしむ。

と、藩主が「諸士系譜」を厳島神社に奉納するに当り、臨川に記文を代作させたことを述べ、さらに享保十二年正月撰文の「蔵諸士系譜記」（全集巻四）の全文を割書で掲げる。引用の末尾に「従四位下侍従安芸守浅野綱長」と吉長の父綱長の署名を記したり、版本『臨川全集』との本文異同も多数見られたりと不審の箇所が多く、詳細な比較検討を必要とするが、それは別の機会に譲って、本稿の論旨に関わる箇所に限定すれば、『先哲叢談続編』が「向に綏撫の暇に於いて、詞臣に命じて諸士系譜を撰む。若干巻を合せて以つて待顧の意を寓す。」とするのに対し、版本『臨川全集』では「嚮に綏撫の暇に於いて、命じて諸士系譜を撰せしむ。合せて□□□□□巻。以つて待顧の誠を寓す。」に作る。ここでも版本『臨川全集』は伏字とされ（しかも先の五字分とは異なって六字分）、琴台は前条とは打って変わって「若干巻」と曖昧な記述に留めている。

幸い「蔵諸士系譜記」は先述の『臨川全集』自筆稿本に収録されていた。版本の伏字の箇所にははっきりと「八百四十有八」の六文字が入っている。本文も、自筆稿本に見られる修正も含めて細部にわたって版本と重なり、少なくとも「蔵諸士系譜記」に関しては自筆稿本を忠実に版下に生かしたことが確認できる。ただし、伏字の箇所を除いてはという限定が付く。版本『臨川全集』を出版する際、何らかの理由で「八百四十有八」の六文字だけを空白にする必要が寺田家にはあったということである。

さて、第五条の末尾には、直接の情報源と、琴台が臨川の子孫と接触を持った件が記される。

按ずるに、此の事、平維章の続東海談に見ゆ。近時、臨川の玄孫寺田他人助なる者の音問を得たり。始めて臨川

全集を読む。之を比較するに、少しの異同有り。然りといへども維章の記す所、已に同時に在り。覧る者、彼を以つて此を疑ふこと勿れ。

篠崎東海「東海談」の「続編」が確認できていない現状では何ともいえないけれども、寺田他人助から見せられた「臨川全集」とは、広島藩領外に流布することがなく、当時においても稀覯に属した版本のことであろう。「東海談続編」で得られた情報を元に原稿を作った段階で、他人助から版本を提供され、大小さまざまな異同を目の当りにしたはずの琴台が一番困惑したのは、恐らく「諸士系譜」の巻数が定まらないことであったに違いない。第四条は臨川の「諸士系譜序」そのままの引用ではなく、あくまでも琴台自身の文章という体裁を取る。版本『臨川全集』の伏字を無視しても、琴台自らが集めた資料に基づいたと主張することもできよう。しかし、第五条は「蔵諸士系譜記」の引用である。版本『臨川全集』の六文字の伏字を目の当りにすれば、さすがに巻数を明記できないという判断が生じるのは無理もない。もし自筆稿本にいう「八百四十有八巻」までもが琴台の知識に入ったとしたら、第四条で明記した「三百六十四巻、附録十二巻、目録六巻」との齟齬は如何ともし難かったはずであったが、琴台はその混乱からだけは免れたといえよう。

「諸士系譜」の正体はかくも不可解である。もし臨川生前の寺田家に草稿でも伝存していたら、当然「伝家訓」に家宝として記載されたはずだが、それはない。完成後、藩主に提出された時点で寺田家の手を離れたものと思われる。献上もしくは奉納された側の浅野家にも厳島神社にも、「諸士系譜」が収蔵された形跡がない。もし、何らかの形で残っていたとすれば、広島藩の家臣団研究に不可欠の史料として言及されるはずだが、管見に入らない。いつかの時点で、何かの理由で廃棄され、その事情を憚って『臨川全集』刊行時に伏字で処理したとすれば辻褄は合うが、それはあくまでも憶測に過ぎない。ただ、「諸士系譜」が伝存しておれば、広島の地方史研究でこれほどまでに臨川の名が湮滅することはなかった、とだけはいえる。

おわりに

『系図』によれば、版本『臨川全集』刊記の末尾に名を記された曾孫寺田内蔵高章は、文政二年（一八一九）七月二十九日に四十六歳で没し、他人助高徳が家を継いで明治を迎えた。刊記に「玄孫」とのみあって名前は墨格のままだった部分が実体を有したわけだが、高徳が新たに自分の名前を入れ

ることはなかった。保氏のお話によれば、高徳の曾孫に当られる父君の正氏は、戦前、職務のため渡満されるにあたり、寺田家伝来の文書・典籍類の大半を広島市中島町の知人に預けられたという。中島町は現在の平和記念公園一帯に位置する。戦後、内地に引き上げるに当り、書籍類の持ち出しは許されず、正氏の長女善氏が茶器の包装紙に使用して荷物に紛れさせたのが、本稿に何度も利用させていただいた臨川自筆「伝家訓」である。今、勇一氏の所蔵される臨川ゆかりの資料には、ほとんど奇跡としかいいようのない伝存の経緯が刻まれている。臨川の真面目を伝えるべく、今後も地道な調査を継続する所存だが、その出発点に位置する本稿を、まずは臨川の顕彰に精励された寺田家歴代の方々に捧げたい。

注

注1　以下、資料の引用に際しては、適宜通行の字体に改め、句読点・濁点・括弧を付すなどの処置を取る。また、漢詩文については書き下して示す。なお、引用中に筆者が私に施す注記は〈　〉に入れた。

注2　版本の「読物子学則」では、末尾に半丁近い伏字があるが、寺田氏蔵の自筆稿本では原文のまま文字が記してある。公刊に当り、内容に憚るところがあったのであろう。臨川の徂徠批判の内実を検討するのと合わせ、別稿において吟味する所存である。

注3　中野三敏先生蔵。半紙本二巻一冊。写本。薄茶色表紙。縦二三・五センチ、横一六・五センチ。外題（題簽）「広陵世談　全」。内題「広陵世談巻之一（二）」。巻之一の内題下に「芸州　山下正英纂輯」とあり。「広陵世談凡例」一丁半、半丁白紙、巻之一の本文二二丁半、半丁白紙、巻之二の本文三〇丁半、半丁白紙。全五六丁。一面行数九行。「雲林庵蔵書」「尾陽雲林菴文庫」「富田蔵書」の印あり、旧蔵者は富田新之助氏。

注4　『韓客唱酬筆語』についての最初の言及は、呉市入船山記念館編『広島藩・朝鮮通信使来聘記』（呉市、一九九〇年三月）に解説として収められた頼祺一氏「朝鮮通信使と広島藩」において成された。その注（88）に、

臨川の後商（ママ）で安芸郡府中町におられる寺田氏は、この唱酬・筆談の原本を大切に伝えておられる。これは「韓客唱酬筆語」と題する巻物一巻で、整述官李東郭、書記南泛叟・洪鏡湖・厳龍洲の筆語・唱酬の紙片を臨川が順次貼付したもので、奥書に「右詩并筆語、朝鮮製述官李礥及書記官洪舜衍・厳漢重・南堅（ママ）重与余所贈答者也、輯為一軸以備珍覧　正徳辛卯之冬臨川寺田立革書」とある。（以下略）

と紹介されている。なお、「後商」は「後裔」の誤植、「南堅重」は「南聖重」の誤読。また、文中の「寺田氏」は保氏・勇一氏の母君アサカ氏である。

〔付記〕本稿は、平成二十四年度科学研究費補助金基盤研究（B）「世界遺産・厳島の総合的研究――「伝承・伝説の時代性」の視点から――」（研究代表者　狩野充徳）による研究成果の一部である。

（くぼた　けいいち・広島大学大学院文学研究科教授）